

事 務 連 絡

平成 23 年 7 月 19 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 矢ヶ崎 忠夫

原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する 指導等について

このことについて、平成 23 年 7 月 15 日付け事務連絡をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課課長補佐（飼料生産計画班）から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、原子力発電所事故後（平成 23 年 3 月 11 日以降）に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかになったことを受けて、原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等（「稲わら等」という。）については、東北・関東農政局管内の 11 都県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県）に対し、その飼料及び敷料としての利用に関する指導等、具体的には、①畜産農家等に対する指導等（聞き取り調査、利用自粛に関する指導）、②稲作農家等に関する指導等（聞き取り調査、販売・譲渡の自粛に関する指導）を行うよう依頼したので、至急傘下会員への周知とともに調査の実施に当たっての協力を依頼されたものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601

平成23年7月15日

日本獣医師会専務理事 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課
課長補佐（飼料生産計画班）

稲わら等の利用に関する指導について

稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出を受けて、関係機関・団体の協力を得つつ、稲わら利用に関する緊急点検を実施しているところです。今般、東北・関東11県に対し、飼料利用状況や、事故後に収集した稲わらを利用していた場合の指導について通知を発出いたしましたので、別添通知について至急傘下の会員各位に周知いただきますとともに、調査の実施に当たってはご協力いただきますようお願い致します。





23生畜第861号
平成23年7月15日

東北農政局生産経営流通部長 殿
関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産流通振興課長

原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について（依頼）

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故後（3月11日以降）に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、これまで平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（22消安第9976号・22生畜第2385号）等により、原子力発電所事故を踏まえた家畜の適正な飼養管理について周知してきたところですが、特に原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等（以下、「稲わら等」という。）については、貴局管内の岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県に対し、下記のとおりその飼料及び敷料としての利用に関する指導等を行うよう依頼願います。なお、1（1）及び2（1）の調査結果については、7月22日までに報告願います。

記

1 畜産農家等に関する指導等

（1）畜産農家等に関する聞き取り調査

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用していないか等について、関係団体等と連携し、別紙1により聞き取り調査を行い、その調査結果について別紙2により各農政局に報告すること。

（2）利用自粛に関する指導について

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用しないよう指導すること。（ただし、牧草を平成23年7月9日付け「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）」（23生畜第811号）の2に従って適正に給与する場合を除く。）

2 稲作農家等に関する指導等

(1) 稲作農家等に関する聞き取り調査

稲作農家から畜産農家等への稲わら及び麦わらの供給状況について、市町村、関係団体等と連携し、別紙3により聞き取り調査を行い、その調査結果について各農政局に報告すること。

(2) 販売・譲渡の自粛に関する指導について

稲作農家等の稲わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稲わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。なお、指導にあたっては別添1を参考とすること。

<稲わら等チェックリスト>

畜産農家名

	はい	いいえ
1. 屋内やラップ等により稲わら等を保管していましたか。	保管していた	保管していない
2. 稲わら等を飼料又は敷料利用していましたか	利用していた	利用していない
3. 稲わら等は、自家生産したものですか	自家生産	購入
3. で「はい（自家生産）」の場合 原発事故（平成 23 年 3 月 11 日）より前に収集したものですか。 また、別添 2 に沿って、牧草を適切に利用していますか。	3 月 11 日より 前 適正	3 月 11 日以降 不適正
3. で「いいえ（購入）」の場合 ・購入したのはいつですか ・購入先はどこですか ・いつ収集したものですか ・屋内で保管されたものですか		

注：業者等から購入したため、生産された場所、収集日等について不明な場合は、購入伝票等から販売業者を特定し、後日検査者等が確認すること。

稲作農家から畜産農家等への稲わら等の供給状況に関する調査

平成23年7月14日までに福島県内において高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

原子力発電所事故発生時にほ場にあり、その後収集・保管された稲わら等については、放射性物質を多く含む可能性があります。

このため、貴市町村において、

- ① 稲作農家等が、ほ場に放置されていた稲わら・麦わらを原子力発電所事故（3月11日）以降に収集し、畜産農家等に供給するという実態の有無
- ② その具体的内容

について、JA等の関係機関と連携して、農事組合や集落の代表者に聞き取りを行った上で、以下の様式に記入いただき御報告願います。

【〇〇県〇〇市】

実態の有無	具体の地域・内容
有	〇〇地域において畜産農家に供給されている。 △△地域において稲わら収集業者に供給されている。 (※畜産農家が稲わらを自家生産している場合はこの調査に含みません)

原発事故を踏まえた稲わら・麦わらの取扱いについて ～稲作農家の皆様へ～

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故(3月11日)以降にほ場から収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

安全な畜産物の生産・供給のために、原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わらの取扱いに関し、以下の内容についてご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

○稲作農家等の稲わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稲わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。

また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないようにしてください。

○上記のような稲わら・麦わらを、既に畜産農家やわら収集業者に販売・無償譲渡した場合は、県の畜産担当部局に連絡してください。

連絡先	担当者	電話
○県○○センター		
○○県○○課		
○○農政局○○課		
農林水産省生産局 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)
生産流通振興課	内田、宮本	03-3502-8111(内4846) 03-3502-5965(夜間)

原発事故を踏まえた家畜の飼養管理について

～安全な畜産物を生産するために～

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷した牛11頭から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

これまで大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域などにおいて適正な飼養管理について周知をしてきたところですが、安全な畜産物の生産・供給のため、以下の指導内容について再度ご理解いただき、徹底していただきますようお願いいたします。

1. 利用可能な粗飼料について

(1)事故発生前に刈り取って適切に保管された粗飼料、または(2)暫定許容値以下である地域の牧草等を給与しましょう。

・安全な畜産物を生産するためには、暫定許容値(目安)を下回る粗飼料を利用することが必要不可欠です。粗飼料中の放射性セシウムの目安

・家畜には、

(1) 事故発生前に刈り取り・保管され、かつ事故発生以降も屋内で保管されたもの、または屋外で保管されたものは、ラップ等の包材により外気と遮断されたもの

(2) 牧草の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された地域の牧草等

を与えて下さい。

	放射性セシウム
乳用牛	300 Bq/kg
肉用牛	300 Bq/kg
その他の牛	5,000 Bq/kg

※放射性物質により飼料として利用できない粗飼料(牧草、稲わら、野草等)や放射性物質に汚染されたおそれのある**バーク等の資材**は、牛が摂取するおそれがあるので、敷料に使用しないで下さい。

2. 家畜の飲用水について

家畜の飲用水は、放射性物質が混入しないよう気をつけましょう。

・家畜の飲用水は、以下に気をつけて下さい。

(1) 水道水や井戸水など、放射性物質の混入のおそれのない水を利用しましょう。

(2) 貯水槽には、フタをするなどホコリや雨水が入らないようにしましょう。

(3) 放牧が可能な地域以外では、舎外の水槽等で牛に水を与えることは避けましょう。



3. その他の飼養管理上の留意事項について

誤用防止のため、搾乳・肥育牛用と育成・繁殖牛用の粗飼料は分別保管しましょう。パドックは、放牧が可能な地域のみ利用可能です。

- ・育成牛や肉用繁殖牛向けの粗飼料は、誤って暫定許容値が厳しい牛に与えることのないよう分別して保管しましょう。
- ・屋外運動場(パドック)は、放牧ができるようになった地域に限り、除草などを行ってから利用しましょう。

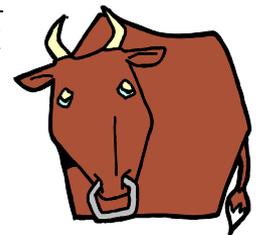


4. 廃用を予定している牛への粗飼料の給与について

廃用を予定している牛には、放射性物質を含まない粗飼料を給与して下さい。

- ・廃用を予定している牛については、乳用牛は最終分娩後、肉用牛は最終種付後、原発事故後に刈り取った(放射性物質を含む)粗飼料は与えず、事故発生前に刈り取り・保管された粗飼料や輸入粗飼料等の放射性物質を含まない粗飼料を給与することにより、計画的な飼養管理による準備を行いましょう。

また、出荷の際は県の畜産関係窓口等にご相談ください。



【参考】

- ・平成23年3月19日付消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)
- ・平成23年4月22日付生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)
- ・平成23年6月8日付生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取り扱いについて」(23生畜第440号)
(農林漁業者の方々へ～畜産関係～ http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/maff2_3.html)

連絡先	担当者	電話
〇県〇〇センター		
〇〇県		
〇〇農政局		
農林水産省生産局畜産部 畜産振興課草地整備推進室	相田、早坂	03-3502-8111(内4925) 03-6744-2399(夜間)